

仕 様 書

委託業務名：R 7 徳土 徳島小松島港他 徳・南末広他 施設点検業務

1. 委託内容

- (1) 本業務は、別紙の建築物及び建築設備について、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき定期点検を実施するものである。
- (2) 本業務の項目は次のとおり。

○	1	予備調査 ・現地調査（対象建築物の下見） ・資料収集（竣工図等） ※発注者から貸与 ・定期点検調査計画図の作成
○	2	定期点検（現地調査）
○	3	定期点検結果の判定及び報告

- (3) 本業務開始に当たっては、発注者に工程表を提出すること。

2. 調査業務の進め方

本業務は、次の事項について点検・報告を行うものとし、点検項目、点検事項については、建築基準法に基づく国土交通省告示第282号、第285号及び第723号に示された点検方法及び判断基準によるものとする。

その他の点検項目、点検事項については、(一財)日本建築防災協会発行の「特定建築物等定期調査業務基準」、(一財)日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書」、(一財)日本建築防災協会発行の「防火設備定期検査業務基準」及び「国家機関の建築物の定期の点検について」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を参考とすること。

(1) 予備調査

- ①現地調査：調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。
- ②資料収集：調査対象建物の竣工図等、定期点検に必要な資料の有無について確認する。
- ③定期点検調査計画図の作成：配置図及び各階平面図を点検結果図（別添1様式）にて作成する。

(2) 定期点検（現地調査）

- ①国土交通省告示第282号及び第285号に基づき、定期点検調査計画図に不具合箇所、状況、写真撮影箇所等を記載する。
- ②不具合箇所は写真撮影し、別添2様式を作成する。（建築設備も同様式とする。）
- ③外壁の外装仕上材のうち、タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷により、「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」の有無を点検し、ある場合は発注者に報告する。
- ④防火設備については、配置状況、必要な点検項目を確認する。

(3) 定期点検結果の判定及び報告

- ①不具合箇所等を記載した定期点検調査計画図を整理し、点検結果図（別添1様式）を作成する。

②点検結果表（様式２）に建築基準法に基づく国土交通省告示第２８２号及び第２８５号の点検項目、点検事項について、点検結果を整理する。

③防火設備点検に係る報告様式については、発注者と協議により決定するものとする。

3. 定期点検実施要領

（１） 定期点検の方針

①現地調査にあたっては、劣化・損傷、防火・避難及び構造安全に関する事項に重点を置いて点検を実施すること。

②本点検では、足場の設置、精密検査等の特別な設備による点検は想定していない。

（２） 定期点検の方法

①定期点検は目視観察を基本とし、建築基準法に基づく国土交通省告示第２８２号及び第２８５号に示された方法により行う。

②不具合箇所について写真撮影を行う。

③高所等で近接できない場合は、双眼鏡等により可能な範囲で点検を行う。

④傾斜のある屋根面についても双眼鏡等により点検を行う。

4. その他

（１）発注者との連絡を密にし、疑義があれば事前に協議すること。

（２）受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

（３）受注者は、県から調査に必要な資料の貸与を受けることができる。

5. 定期点検結果の報告

（１） 定期点検終了後、次の書類を提出すること。

①定期点検結果報告書（様式１）

②点検結果表（様式２）

③防火施設に係る資料

④点検結果図（別添１様式）

⑤関係写真（別添２様式）

⑥定期点検者の資格者証の写し

定 期 点 検 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

依頼者氏名 殿

点検業者住所
氏名

印

点検者氏名
点検者資格・番号

印

次の建築物について定期点検した結果は別紙のとおりです。

建築物 所在地：
名称：
用途：
構造・階数：

点検年月日 令和 年 月 日～令和 年 月 日

点検結果表

当該点検 に関与し た調査者	氏 名		調査者番号				
	代表となる調査者						
	その他の調査者						
番号	点 検 項 目	対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号
			指摘 なし	要 是 正	既存 不適 格		
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					

番号	点 検 項 目		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号	
				指摘 なし	要 正	既 存 不 適 格			
(14)	外 壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況						
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況						
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況						
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況						
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況						
3 屋上及び屋根									
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況						
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根（屋上面を除く。）		屋根の防火対策の状況						
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況						
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況						
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況						
4 建築物の内部									
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況							
(4)		防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況						
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況						
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						

番号	点 検 項 目		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号
				指摘 なし	要 是 正	既存 不適 格		
(11)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(12)			部材の劣化及び損傷の状況					
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)		一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況					

番号	点 検 項 目		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号
				指摘 なし	要是 正	既存 不適 格		
(29)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	防火扉の開放方向						
(30)		常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(31)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況						
(32)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況						
(33)		常閉防火扉の固定の状況						
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況						
(35)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況						
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況						
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況						
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況						
(39)		換気設備の設置の状況						
(40)		換気設備の作動の状況						
(41)		換気の妨げとなる物品の放置の状況						
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況						
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
5 避難施設等								
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況						
(2)	廊下	幅員の確保の状況						
(3)		物品の放置の状況						
(4)	出入口	出入口の確保の状況						
(5)		物品の放置の状況						
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況						

番号	点 検 項 目		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号
				指摘 なし	要 正	既存 不適 格		
(9)	避難上有効なバル コニー	物品の放置の状況						
(10)		避難器具の操作性の確保の状 況						
(11)	階段	直通階段の設置の状況						
(12)		幅員の確保の状況						
(13)		手すりの設置の状況						
(14)		物品の放置の状況						
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状 況						
(16)		屋内に設けら れた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(17)	階段	屋外に設けら れた避難階段	屋内と階段との間の防火区画 の確保の状況					
(18)			開放性の確保の状況					
(19)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及 び面積の確保の状況					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状 況					
(21)			付室等の排煙設備の作動の状 況					
(22)			付室等の外気に向かって開く ことができる窓の状況					
(23)			物品の放置の状況					
(24)	排煙 設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況					
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の 状況					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状 況					
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況					
(28)			排煙設備の作動の状況					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況					
(30)	その 他の 設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状 況					
(31)			非常用の進入口等の維持保全 の状況					
(32)		非常用エレ ベーター	乗降ロビーの構造及び面積の 確保の状況					
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設 置の状況					
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作 動の状況					
(35)			乗降ロビー等の外気に向かっ て開くことができる窓の状況					
(36)			物品の放置の状況					
(37)			非常用エレベーターの作動の 状況					
(38)		非常用の照明 装置	非常用の照明装置の設置の状 況					
(39)			非常用の照明装置の作動の状 況					
(40)			照明の妨げとなる物品の放置 の状況					

番号	点 検 項 目		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 調査 者 番号
				指摘 なし	要 正	既存 不適 格		
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)			上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7 上記以外の点検項目								
特記事項								
番号	点検項目	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		

（注意）

定期点検における点検項目は「損傷、腐食、その他の劣化状況に係るもの」に限られていますが、「網掛けされた項目以外」は、定期点検における最低限の点検項目を示したものであり、網掛けされた項目は、適宜、点検項目に入れていただいて結構です。
定期点検において、網掛けされた項目が最低限の点検項目から外れているのは、常に適正に維持管理され、日常点検が行われているという前提です。

点検項目、点検方法、判定基準は、平成19年度国土交通省告示第282号によるものとし、別表の「調査項目」を「点検項目」に、「調査方法」を「点検方法」に読み替えて、適用してください。

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「点検に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した検査者		氏 名		検査者番号			
						代表となる検査者	その他の検査者
番号	点 検 項 目 等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	担当検査者番号
			指摘なし	要正	既存不適格		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に解放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況					
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況					
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置					
(4)		各室の給気口及び排気口の取付けの状況					
(5)		風道の取付けの状況					
(6)		風道の材質					
(7)		給気機又は排気機の設置の状況					
(8)		換気扇による換気の状況					
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量					
(10)		各室の換気量					
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(12)	中央管理方式の空気調和設備 (空気調和設備の主要機器及び配管の外観)	空気調和設備の設置の状況					
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況					
(14)		空気調和設備の運転の状況					
(15)		空気ろ過器の点検口					
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離					
(17)	空気調和設備の性能	各室の温度					
(18)		各室の相対湿度					
(19)		各室の浮遊粉じん量					
(20)		各室の一酸化炭素含有率					
(21)		各室の二酸化炭素含有率					
(22)		各室の気流					
2	換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		給気機又は排気機の設置の状況					
(13)		機械換気設備の換気量					

番号	点 検 項 目 等	対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 検査 者 番号
			指摘 なし	要是 正	既存 不適 格		
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					
4	上記以外の点検項目等						
特記事項							
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善(予定)年月		

(注意)

点検項目、点検事項、点検方法、判定基準は、平成19年度国土交通省告示第285号によるものとし、別表第一から別表第三の「検査項目」を「点検項目」に、「検査事項」を「点検事項」に、「検査方法」を「点検方法」に読み替えて、適用してください。

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「点検に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(10)「各室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。

- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）
- ⑮ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(排煙設備)

番号	点検項目等	対象の有無	点検結果			状況、対策等	担当検査者番号	
			指摘なし	要正	既存不適格			
当該点検に関与した検査者 代表となる検査者 その他の検査者 氏 名 検査者番号								
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等							
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況					
(2)			排煙風道との接続の状況					
(3)			煙排出口の設置の状況					
(4)			煙排出口の周囲の状況					
(5)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況					
(6)	排煙機	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況					
(7)			作動の状況					
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況					
(9)			排煙機の排煙風量					
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置					
(12)			排煙口の周囲の状況					
(13)			排煙口の取付けの状況					
(14)			手動開放装置の設置の状況					
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況					
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況					
(17)			排煙口の開放の状況					
(18)			排煙口の排煙風量					
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(20)			煙感知器による作動の状況					
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況					
(22)			排煙風道の取付けの状況					
(23)			排煙風道の材質					
(24)			防煙壁の貫通措置の状況					
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との隔離距離及び断熱の状況					
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況					
(27)			防火ダンパーの作動の状況					
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ					
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置					
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況					
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況					

番号	点 検 項 目 等			対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 検査 者 番号
					指摘 なし	要 正	既 存 不 適 格		
(35)	特殊な構造 の排煙設 備	特殊な構造の排煙 設備の排煙口及び 給気口の外觀	手動開放装置の設置の状況						
(36)			手動開放装置の操作方法の表示の 状況						
(37)			排煙口の排煙風量						
(38)		特殊な構造の排煙 設備の排煙口の性 能	中央管理室における制御及び作動 状態の監視の状況						
(39)			煙感知器による作動の状況						
(40)			給気風道の劣化及び損傷の状況						
(41)		特殊な構造の排煙 設備の給気風道 （隠蔽部分及び埋 設部分を除く。）	給気風道の材質						
(42)			給気風道の取付けの状況						
(43)			防煙壁の貫通措置の状況						
(44)			給気送風機の設置の状況						
(45)		特殊な構造の排煙 設備の給気送風機 の外觀	給気風道との接続の状況						
(46)		特殊な構造の排煙 設備の給気送風機 の性能	排煙口の開放と連動起動の状況						
(47)			作動の状況						
(48)			電源を必要とする給気送風機の予 備電源による作動の状況						
(49)			中央管理室における制御及び作動 状態の監視の状況						
(50)		特殊な構造の排煙 設備の給気送風機 の吸込口	吸込口の設置位置						
(51)			吸込口の周囲の状況						
(52)			屋外に設置された吸込口への雨水 等の防止措置の状況						
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー								
(1)	特別避難階段の階段室又は付 室及び非常用エレベーターの 昇降路又は乗降ロビーに設け る排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動 の状況							
(2)			給気口の周囲の状況						
(3)	加圧防排 煙設備	排煙風道（隠蔽部 分及び埋設部分を 除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況						
(4)			排煙風道の取付けの状況						
(5)			排煙風道の材質						
(6)		給気口の外觀	給気口の周囲の状況						
(7)			給気口の取付けの状況						
(8)			給気口の手動開放装置の設置の状 況						
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法 の表示の状況						
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放 の状況						
(11)			給気口の開放の状況						
(12)		給気風道（隠蔽部 分及び埋設部分を 除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況						
(13)			給気風道の取付けの状況						
(14)			給気風道の材質						
(15)		給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況						
(16)			給気風道との接続の状況						
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況						
(18)			給気送風機の作動の状況						

番号	点 検 項 目 等			対 象 の 有 無	点 検 結 果			状 況、対 策 等	担 当 査 査 者 番 号
					指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格		
(19)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況						
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置						
(22)			吸込口の周囲の状況						
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況						
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速						
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置						
(26)			空気逃し口の周囲の状況						
(27)			空気逃し口の取付けの状況						
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況						
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置						
(30)			圧力調整装置の周囲の状況						
(31)			圧力調整装置の取付けの状況						
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況						
3 令第126条の2第1項に規定する居室等									
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況							
(2)		手動降下装置による連動の状況							
(3)		煙感知器による連動の状況							
(4)		可動防煙壁の材質							
(5)		可動防煙壁の防煙区画							
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況							
4 予備電源									
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の外観	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況						
(2)			発電機の発電容量						
(3)			発電機及び原動機の状況						
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況						
(5)			始動用の空気槽の圧力						
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況						
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況						
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況						
(9)			自家用発電装置の取付けの状況						
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）						
(11)			接地線の接続の状況						
(12)			絶縁抵抗						
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況						
(14)			始動の状況						
(15)			運転の状況						
(16)			排気の状況						
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況						

番号	点 検 項 目 等			対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 検査 者 番号
					指摘 なし	要是 正	既存 不適 格		
(18)	直結エン ジン	直結エンジンの外 観	直結エンジンの設置の状況						
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況						
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況						
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況						
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況						
(23)			Vベルト						
(24)			接地線の接続の状況						
(25)			絶縁抵抗						
(26)		直結エンジンの性 能	始動及び停止の状況						
(27)			運転の状況						
5	上記以外の点検項目等								
特記事項									
番号	点検項目等		指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月		

(注意)

点検項目、点検事項、点検方法、判定基準は、平成19年度国土交通省告示第285号によるものとし、別表第一から別表第三の「検査項目」を「点検項目」に、「検査事項」を「点検事項」に、「検査方法」を「点検方法」に読み替えて、適用してください。

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「点検に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

- ⑪ 1 (9)「排煙機の排煙風量」及び1 (18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
- ⑫ 1 (37)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3－2）を添付してください。
- ⑬ 2 (24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3－3）を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- ⑮ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入
- ⑯ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した検査者	氏 名		検査者番号					
	代表となる検査者							
	その他の検査者							
番号	点 検 項 目 等		対象の有無	点検結果 指摘なし 要是正 既存不適格			状況、対策等	担当検査者番号
1	照明器具							
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等						
		照明器具の取付けの状況						
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況						
(2)		予備電源の性能						
(3)	照度	照度の状況						
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況						
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）						
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置							
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）						
(2)		電気回路の接続の状況						
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況						
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）						
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況						
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況						
4	電池内蔵形の蓄電池							
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況						
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況						
5	電源別置形の蓄電池							
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			蓄電池室の換気の状況					
(3)			蓄電池の設置の状況					
(4)		蓄電池の性能	電圧					
(5)			電解液比重					
(6)			電解液の温度					
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況					
(8)			キュービクルの取付けの状況					
6	自家用発電装置							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			発電機の発電容量					
(3)			発電機及び原動機の状況					
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(5)			始動用の空気槽の圧力					
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					

番号	点 検 項 目 等		対象 の有無	点検結果			状況、対策等	担当 検査 者 番号
				指摘 なし	要 是 正	既存 不適 格		
(7)	自家用発 電装置	自家用発電装置等 の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(8)			計器類及びランプ類の指示及び 点灯の状況					
(9)			自家用発電装置の取付けの状況					
(10)			自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に 限る。)					
(11)			接地線の接続の状況					
(12)			絶縁抵抗					
(13)		自家用発電装置の 性能	電源の切替えの状況					
(14)			始動の状況					
(15)			音、振動等の状況					
(16)			排気の状況					
(17)	コンプレッサー、燃料ポンプ、 冷却水ポンプ等の補機類の作動 の状況							
7	上記以外の点検項目等							
特記事項								
番号	点検項目等		指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

(注意)

点検項目、点検事項、点検方法、判定基準は、平成19年度国土交通省告示第285号によるものとし、別表第一から別表第三の「検査項目」を「点検項目」に、「検査事項」を「点検事項」に、「検査方法」を「点検方法」に読み替えて、適用してください。

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「点検に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表4）を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）
- ⑭ 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点 検 結 果 図

注)配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった不具合箇所(特記すべき事項を含む)、状況を記載し、指摘箇所や撮影した写真の位置等を点検表(様式2)の位置、点検箇所を記載すること。

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、調査の結果、「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。